

情報セキュリティポリシー (基本方針)

公立陶生病院組合
公立陶生病院組合議会

改版履歴

改版	作成日	改版内容
初版	平成19年5月1日	
第2版	平成28年4月1日	社会情勢に伴う見直し 組織改編に伴う見直し
第3版	令和8年4月1日	全面改定 地方自治法改正に伴う対応

目次

序章 情報セキュリティポリシーの構成	1
第1章 情報セキュリティ基本方針	
第1条 目的	2
第2条 用語の定義	2
第3条 対象とする脅威	3
第4条 適用範囲	3
第5条 職員等の義務	3
第6条 情報セキュリティ対策	3
第7条 業務委託等に対する対応	4
第8条 情報セキュリティ教育	4
第9条 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
第10条 評価及び見直し	5
第11条 違反への対応	5
第12条 脅威への事前対応	5
第13条 法令等の遵守	5
第14条 情報セキュリティ対策基準の策定	5
第15条 情報セキュリティ実施手順の策定	5
第16条 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の非公開	5

序章 情報セキュリティポリシーの構成

公立陶生病院組合情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）とは、公立陶生病院組合（以下「組合」という。）及び公立陶生病院組合議会（以下「議会」という。）が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称する。

情報セキュリティポリシーは、組合及び議会が所掌する情報資産に関する業務に携わる全職員（会計年度任用職員等含む。）及び外部委託事業者並びに監査委員並びに議会の議員に浸透、普及及び定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）で構成する。

（構成）

情報 セキュリティ ポリシー	第1章 情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティに関する統一的かつ基本的な方針	公開
	第2章 情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準	非公開
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティ対策基準を具体的な情報システムに展開して個別の実施事項を定めた手順	非公開

第1章 情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、組合及び議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組合及び議会が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定めることを目的とする。

2 なお、この基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

(用語)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 情報並びにネットワーク、情報システム、これらに関する設備及び電磁的記録媒体をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されず保全される状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 診療録等 診療に関する診療録、手術記録、麻酔記録、検査記録、放射線記録、助産記録、看護経過記録、指示・依頼箋、説明・同意・承諾書、処方箋及び放射線写真等の諸記録をいう。
- (9) 診療情報 診療録等の作成過程で得られた患者の有形情報等（電子媒体及び電子情報を含む。）の全ての記録をいう。
- (10) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する組合の職員（議会事務部局の職員を含む。）
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属

する職員（オに掲げる者を除く。）

ウ その他組合及び議会が任用する職員

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき組合又は議会の業務に従事している者

オ 地方公務員法第3条第3項第1号に規定する議会の議員及び監査委員

(11) 外部委託事業者 組合又は議会が、情報資産の取扱いを含む業務を委託する者（再委託等により当該業務に従事する者を含む。）

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第4条 情報セキュリティポリシーの適用範囲は、組合のすべての執行機関及び補助機関並びに議会が保有するすべての情報資産及びそれを扱う職員等並びに外部委託事業者とする。この場合において、適用範囲外であっても基本方針の対象となる情報資産を取り扱う場合にあつては、基本方針の適用範囲とする。

（職員等の義務）

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について十分かつ共通の認識を持つとともに、情報システムの運用や業務の遂行に当たり、情報セキュリティポリシー及び第15条の規定により策定する情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第6条 管理者及び議長は、情報資産を脅威から保護するために、次に掲げる情報セキュ

リティ対策を講じるものとする。

(1) 情報資産の分類と管理

情報資産は内容や重要度に応じて分類するとともに、機密性、完全性及び可用性を維持する適切な情報管理を実現するための対策を講じるものとする。

(2) 組織的セキュリティ

適切に情報セキュリティ対策を推進、管理するための体制を確立し、責任と権限を明確にするものとする。

(3) 物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設、通信回線及び職員等及び外部委託事業者のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じるものとする。

(4) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

職員等及び外部委託事業者が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部サービスの利用

外部における情報資産の保護のため、セキュリティ要件の確保を考慮し、外部運用を規定した契約行為等の必要な対策を講じる。なお、契約締結によらない外部サービスとなるソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定める等、適切な利用ができるよう対策を講じる。

(業務委託等に対する対応)

第7条 管理者及び議長は、業務委託等を行う場合には、遵守すべき情報セキュリティ対策及びその守秘義務を明記するものとする。

(情報セキュリティ教育)

第8条 管理者及び議長は、職員等に対し、情報セキュリティポリシーに関する意識向上と、その内容を周知徹底するため、定期的に教育や訓練を行うものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第9条 管理者及び議長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的又は必要に応じて監査及び自己点検を行うものとする。

(評価及び見直し)

第10条 管理者及び議長は、情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに適時情報セキュリティ対策の見直しを行うものとする。

(違反への対応)

第11条 管理者及び議長は、職員等及び外部委託事業者が情報セキュリティポリシーで定める遵守すべき事項に反した行為等が判明した場合には、当該職員等及び外部委託事業者に対し適切な措置を講じるものとする。

(脅威への事前対応)

第12条 管理者及び議長は、脅威の発生に備え、事前に対応策を整備するものとする。

(法令等の遵守)

第13条 職員等は、情報セキュリティポリシーに定めのない事項については、関係法令等を遵守するものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第14条 第6条から第13条に規定する対策等を実施するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第15条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

(情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の非公開)

第16条 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、情報セキュリティ確保の観点から非公開とする。

附 則

この情報セキュリティポリシーは、令和8年4月1日から施行する。